

久田·橋口法律事務所

〒100-0014

東京都千代田区永田町 2-14-2 山王グランドビル 504 TEL: 03-3595-0551(代表) FAX: 03-3595-0552

中国で新しく制定された法令に関する情報をタイムリーにご紹介します。 中国における会社設立・経営・紛争処理等に必要・有益な情報をお届けします。

H&H 中国最新法令情報

No.51 2017年6月15日

「H&H中国最新法令情報」(No. 51)をお送りします。

本号の《主要法令》では、2017年1月1日から2月28日までに発布又は施行された法令を紹介しています。また、《中国法務「基本のき」》では、「中国における契約の解除事由」を取り上げました。

ご一読いただければと思います。

久田・橋口法律事務所

目次

■ 主要法令(1~2月)	2
【法律】	
「中華人民共和国企業所得税法」の修正に関する決定	2
【行政法規】	2
生産者責任延長制度推進方案	2
対外開放の拡大及び外資の積極的利用に対する若干措置に関する通知	3
【司法解釈】	3
商標授権及び権利確定行政案件の審理における若干問題に関する規定	§
「最高人民法院信用喪失被執行者名簿情報の公布に関する若干規定」の改団	ΕK
関する決定	§
民事執行における財産調査の若干問題に関する規定	4
■ 中国法務「基本のき」	5

主要法令(1~2月)

【法律】

■ 关于修改《中华人民共和国企业所得税法》的 决定

[发布部门] 全国人民代表大会常务委员会

[发布文号] 主席令第64号

[发布日期] 2017年2月24日

[实施日期] 2017年2月24日

[概要]

本《决定》是对应 2016 年 9 月 1 日实行的《慈善法》第 80 条的规定,而对《企业所得税法》进行的修改。

根据本《决定》,在《企业所得税法》第9条规定的"企业发生的公益性捐赠支出,在年度利润总额 12%以内的部分,准予在计算应纳税所得额时扣除。"之后追加"超过年度利润总额 12%的部分,准予结转以后三年内在计算应纳税所得额时扣除"的规定,就捐赠的扣除额度可以进行转结。

■ 「中華人民共和国企業所得税法」の修正に関 する決定

[発布部門] 全国人民代表大会常務委員会

[発布番号] 主席令第64号

[発布期日] 2017年2月24日

[実施期日] 2017年2月24日

概要

本「決定」は、2016年9月1日に施行された「慈善法」第80条の規定に対応して、「企業所得税法」を修正したものである。

本「決定」により、「企業所得税法」第9条の「企業に発生した公益的寄付金支出については、年度利益総額の12%以内の部分を課税所得額として計算する際に控除することができる。」という規定に続けて、「年度利益総額の12%を超える部分は、以後3年間、課税所得額を計算する際に繰り越して控除することができる。」という規定が追加され、寄付金控除枠を繰り越すことができることになった。

[法令原文] http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/2017-02/24/content_2008091.htm

【行政法規】

■ 生产者责任延伸制度推行方案

[发布部门] 国务院办公厅

[发布文号] 国办发[2016]99号

「发布日期] 2017年01月03日

[概要]

"生产者责任延伸制度"是指将生产者对其产品承担的资源环境责任从生产环节延伸到产品设计、流通消费、回收利用、废物处置等全生命周期的制度。

本《方案》规定生产者责任延伸制度的概要的同时,确定了对电器电子产品、汽车、铅酸蓄电池和包装物等 4 类产品实施该制度,并规定相关制度设计的日程。

■ 生産者責任延長制度推進方案

[発布部門] 国務院弁公庁

[発布番号] 国弁発[2016]99 号

[発布期日] 2017年01月03日

[概要]

「生産者責任延長制度」とは、生産者がその製品につき負う資源環境責任を生産段階だけでなく、製品設計、流通消費、リサイクル、廃棄処置等全ライフサイクルに拡大する制度である。

本「方案」は、生産者責任延長制度の概要を定めるとともに、電気電子製品、自動車、鉛酸蓄電池及び包装物等という 4 種類の製品についてこれを実施することとしたもので、関連する制度設計のスケジュールも定めている。

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/03/content-5156043.htm

知

[发布部门] 国务院

[发布文号] 国发[2017]5号

「发布日期] 2017年01月17日

中国的外资利用虽然维持在一定的水准,但中 国境内生产成本增加,与亚洲各国吸引外资的竞争

本《通知》提出①进一步扩大对外开放、②促 进内外资公平竞争、③进一步加强吸引外资工作这 三个主要措施,旨在促进中国的外资吸引。

关于扩大对外开放积极利用外资若干措施的通 ■ 対外開放の拡大及び外資の積極的利用に対す る若干措置に関する通知

[発布部門] 国務院

[発布番号] 国発[2017]5号

[発布期日] 2017年01月17日

[概要]

中国の外資利用は一定の水準を維持している が、中国国内の生産コストが上昇し、アジア諸国 との外資導入競争が激化している。

本「通知」は、①対外開放を一層拡大する、② 内外資の公平な競争を促進する、③外資誘致業務 を一層強化するという主な三つの措置により、中 国への外資導入を促進することを期するものであ

[法令原文] http://www.gov.cn/zhengce/content/2017-01/17/content 5160624.htm

【司法解釈】

关于审理商标授权确权行政案件若干问题的规 **■** 定

[发布部门] 最高人民法院 [发布文号] 法释[2017]2号

[发布日期] 2017年01月10日

[实施日期] 2017年03月01日

[概要]

本《规定》中的"行政案件"是指当事人或利 害关系人因不服国家工商局商标评审委员会作出的 商标驳回复审、商标不予注册复审、商标撤销复审、 商标无效宣告及无效宣告复审等,向法院提起行政 诉讼的案件。

本《规定》在2010年颁布的《关于审理商标授 权确权行政案件若干问题的意见》的基础上,就审 查范围、显著特征判断、驰名商标保护、著作权、 姓名权等在先权利保护,以及违反法定程序、一事 不再理等内容作出规定

商標授権及び権利確定行政案件の審理におけ る若干問題に関する規定

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法釈[2017]2号

[発布期日] 2017年01月10日

[実施期日] 2017年03月01日

[概要]

本「規定」にいう「行政案件」とは、国家工商 局商標評審委員会が下した商標却下再審決定、商 標不登録再審決定、商標取消再審決定、商標無効 宣告及び無効宣告再審決定等を不服として当事者 又は利害関係人が人民法院に提起する行政訴訟を 指す。

本「規定」は、2010年に発布された「商標授権 及び権利確定行政案件の審理における若干問題に 関する意見」を踏まえて審査範囲、顕著な特徴の 判断、著名商標の保護、著作権・氏名権等先にあ る権利の保護、及び法定手続の違反、一事不再理 の規則等について規定している。

[法令原文] http://www.court.gov.cn/zixun-xiangqing-34732.html

关于修改《最高人民法院关于公布失信被执行 ■ 人名单信息的若干规定》的决定

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2017]7号

「发布日期 2017年02月28日

「最高人民法院信用喪失被執行者名簿情報の 公布に関する若干規定」の改正に関する決定

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法釈[2017]7号

[発布期日] 2017年02月28日

[实施日期] 2017年05月01日 [概要]

最高人民法院为促进基于生效判决等生效法律 文件的义务的自主履行,于 2013 年 7 月颁布了《最 高人民法院关于公布失信被执行人名单信息的若干 规定》。

本《决定》是对该 2013 年《规定》的修改,明确了纳入《失信被执行人名单》的实质要件,同时就纳入期间、救济程序、案件终结后的信息删除等相关规定作出修改。

[法令原文] http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-37172.html

いる

■ 关于民事执行中财产调查若干问题的规定

[发布部门] 最高人民法院

[发布文号] 法释[2017]8号

[发布日期] 2017年02月28日

[实施日期] 2017年05月01日

[概要]

关于民事执行,存在申请人提供的信息有限、 人民法院调查手段不足等问题。

本 《规定》旨在确立被执行人的执行财产调查 ないなどの問題がある。 制度,就财产调查责任、被执行人的财产报告制度、 本「規定」は、被執行 对身份及财产信息调查的协助、财产信息网上监查、 確立を目的として制定。 被执行人审计调查制度、悬赏公告制度等作出规定。 責任、被執行者の財産等

[実施期日] 2017年05月01日 [概要]

最高人民法院は、確定判決等発効した法律文書に基づく義務の自主的履行を促進するため、2013年7月に「最高人民法院信用喪失被執行者名簿情報の公布に関する若干規定」を発布した。

本「決定」は、この 2013 年の「規定」を改正し、「信用喪失被執行者名簿」に登載する実質要件を明確にするとともに、登載期間、救済手続、案件終結後の情報の削除などに関する規定を修正している

■ 民事執行における財産調査の若干問題に関する規定

[発布部門] 最高人民法院

[発布番号] 法釈[2017]8号

[発布期日] 2017年02月28日

[実施期日] 2017年05月01日

[概要]

民事執行に関しては、申立人から提供される情報が限られており、人民法院の調査手段が十分でないなどの問題がある。

本「規定」は、被執行者の執行財産調査制度の確立を目的として制定されたもので、財産調査の責任、被執行者の財産報告制度、身分・財産情報の調査への協力、財産情報のオンライン監視、被執行者の監査調査制度、懸賞公告制度などについて規定している。

[法令原文] http://www.court.gov.cn/fabu-xiangqing-37192.html

【劉楠、臧晶】

中国法務「基本のき」

中国における契約の解除事由

【ご質問】中国の「契約法」においては、どのような場合に契約を解除することができる ことになっていますか。

契約の解除に関して、中国の「契約法」は、まず合意解除について規定しています。「契約法」によると、契約当事者は、合意をすれば、理由の如何を問わず、いつでも契約を解除することができます(「契約法」第93条第1項)。

解除の合意ができない場合は、いずれかの契約当事者が一方的に契約を解除することになりますが、一方的な契約の解除は一定の解除事由がなければすることができません。解除事由は、当事者の約定したものか、法定のものかによって、約定解除事由と法定解除事由が分類されます。

■ 約定解除事由

「約定解除事由」とは、契約当事者が契約書その他において予め約定した契約解除の根拠となる事由をいいます。約定解除事由が発生した場合、契約当事者はこれを理由として契約を一方的に解除することができます(「契約法」第93条第2項)。

「契約法」には、約定解除事由の内容を直接制限する規定はありません。したがって、 公平の原則など一般原則に違反する事情がなければ、契約当事者は、契約の内容に応じ て相応の約定解除事由を合意することできます。

■ 法定解除事由

「法定解除事由」とは、法律の定める契約解除の根拠となる事由をいいます。契約当事者は、約定解除事由を約定していなくても、法定解除事由があれば、契約を一方的に解除することができます(「契約法」第94条等)。

「契約法」は、「総則」で各種契約に共通の法定解除事由を定めるほか、「各則」でいく

つかの典型的な契約に特殊な法定解除事由を規定しています。

■ 各種契約に共通の法定解除事由

「契約法」の「総則」が規定する各種契約に共通の法定解除事由は以下のとおりです(「契約法」第94条)。

- (1) 不可抗力により契約の目的を実現できなくなった場合
- (2) 履行期限が到来する前に、一方当事者が主要な債務の不履行を明確に表示し又は自己の行為をもって表明した場合
- (3) 一方当事者が主要な債務の履行を遅延し、催告を経た後も合理的な期間内に履行しなかった場合
- (4) 一方当事者に債務の履行遅延又はその他の違約行為があるために、契約の目的を実現できなくなった場合
- (5) 法律が規定するその他の情況

上記(1)の場合は、いずれの当事者も契約を解除することができます。 (2)~(4)の場合は、他方の当事者が契約を解除することができます。

上記のほか、「契約法」及びその司法解釈は、各種契約に共通の法定解除事由として以下の事由を規定しています。

(1) 不安の抗弁権に基づく契約の解除

「不安の抗弁権」とは、相手方当事者の財産状態の悪化などによる反対給付の履行が不確かであることを理由として、先履行義務を負う契約の当事者が自らの履行を留保する権利をいいます。中国の「契約法」は、この不安の抗弁権を明文で定めており、不安の抗弁権に基づき先履行義務の履行を中止したにもかかわらず、相手当事者が合理的な期間内に履行能力を回復できない場合又は適切な担保を提供しない場合には、履行を中止した当事者は契約を解除することができます(「契約法」第68条、第69条)。

(2) 事情変更の原則に基づく契約の解除

「契約法」の司法解釈によると、契約の成立後に客観的事情に重大な変化が生じ、契約の履行を継続することが一方当事者にとって明らかに不公平となった場合又は契約目的の実現が不可能となった場合、当事者は、人民法院に契約の解除を求めることができます。但し、客観的事情の変化が、当事者が契約の締結時に予見でき

ず、不可抗力に起因するものではなく、商業リスクにも属さないことが条件となります。この場合には、人民法院が契約の解除をするか否かを確定します(「『契約法』 の適用の若干問題に関する解釈(二)」第26条)。

■ 典型契約に特殊な解除事由

(1) 売買契約

売買契約に関しては、売買代金が分割払いされる場合、未払代金額が代金総額の5分の1に達したときは、売主は契約を解除することができます(「契約法」第167条)。

(2) 金銭消費貸借契約

金銭消費貸借契約の借主が契約で定める借入金の用途に従い借入金を使用しない場合、貸主は契約を解除することができます(「契約法」第203条)

(3) 賃貸借契約

賃貸借契約の賃借人が賃貸人の同意を得ることなく賃借物を転貸した場合、賃貸人 は契約を解除することができます(「契約法」第224条第2項)。

(4) 請負契約

請負契約の場合、請負人が請け負った仕事の主要な部分を原則として自ら完成しなければなりません。注文者の同意を得ることなく、仕事の主要部分を第三者に委託した場合には、注文者は契約を解除することができます(「契約法」第253条)。

■ 契約の解除及びその効果

契約を解除する場合は、相手方に通知をしなければなりません。契約は解除の通知が相手方に到達したときに効力を生じます(「契約法」第96条第1項)。

契約が解除された場合には、未履行の債務は消滅します。すでに履行された債務については、履行の情況及び契約の性質に基づき、原状回復その他の救済を請求することができますし、損害賠償を請求することもできます(「契約法」第97条)。

【久田眞吾、臧晶】

久田・橋口法律事務所

ウェブサイト: http://www.lexhh.com/ 電子メール: info@lexhh.com/



本ニュースレターの掲載内容の著作権は当事務所に帰属します。

本ニュースレターの内容につきましては正確を期しておりますが、思わぬ誤解があるかもしれません。また、意見にわたる部分は作成時における法制、実務等の事情に基づく一般論であり、個別具体的な事案の処理にそのまま適用できるとは限りません。個別事案の処理にあたっては、必ず関係政府機関又は専門家にご確認いただきますようお願い申し上げます。

本ニュースレターにつき、ご意見、ご質問等がございましたら、当事務所ウェブサイトのお問い合わせページ又は上記電子メールアドレスまでお気軽にご連絡ください。